

構造改革特別区域計画(案)

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山県

2 構造改革特別区域の名称

エイジフリー・デイサービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

海南市、橋本市、有田市、御坊市及び田辺市並びに海草郡下津町、野上町及び美里町、那賀郡打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町及び岩出町、伊都郡かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町及び花園村、有田郡湯浅町、広川町、吉備町、金屋町及び清水町、日高郡美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、龍神村、みなべ町及び印南町、西牟婁郡白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町及びすさみ町の全域

4 構造改革特別区域の特性

和歌山県では、平成16年3月末現在で療育手帳を有する18歳未満の者1,403名、18歳以上の者4,586名、身体障害者手帳を有する18歳未満の者789名、18歳以上の者49,256名となっており、年々増加する傾向にある。

また、平成16年3月末現在の施設入所者は知的障害者950名、障害児508名、身体障害者337名であり、在宅の知的障害者3,636名、障害児1,684名、身体障害者48,919名となっている。

県では、障害者施策の充実のため、障害者の状況や地域の状況に配慮し、広域的、総合的及び計画的な施策の推進を図ることとして、県域を8障害保健福祉圏域（和歌山市圏域、海草圏域、那賀圏域、伊都圏域、有田圏域、日高圏域、西牟婁圏域、東牟婁圏域）に区分し、各種施策を展開してきたところである。

支援費制度による指定デイサービス事業所については、各福祉圏域に事業所が開設されるよう努めてきたこともあり、平成16年9月1日現在で知的障害者11事業所（定員145名）、障害児32事業所（定員361名）、身体障害者31事業所（定員465名）が運営され、福祉圏域単位では基盤が整いつつある。

しかしながら、本県の地理的特性から、事業所が都市部に偏在する傾向があり、中山間地域や過疎地域に暮らす障害者にとっては、遠方の事業所に通うか若しくはサービスを利用できない状況である。また、新規参入事業者も多くを見込めないことから、本特例措置により、既存の指定通所介護事業所等の相互利用を促進し、高齢者、障害者、障害

児を対象としたサービスを多様化し、限られた財源、福祉資源の有効活用を図る必要がある。

また、本計画の成果を踏まえながら、県全域での特例措置の導入を目指すものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

当計画の推進により、知的障害者や障害児が住み慣れた身近な地域でサービスを利用することができることとなるとともに、複数のサービス事業所から事業所を選択することも可能となり、在宅福祉サービスが飛躍的に充実されることとなる。

また、『障害のある人もない人も、社会の一員として互いに人権を尊重し合い、共に和歌山に住んで良かったと実感できる共生社会の実現』を目ざし、平成16年3月に今後10年間の障害者施策の基本的方向を定めた「紀の国障害者プラン2004」の目標達成にも大いに寄与するものである。

具体的には、

障害のある人の地域社会での自立生活を支援するため、身近な指定通所介護事業所等を利用することにより地域生活サービスの充実を図ることができる。

高齢者、障害者、障害児が同一空間での交流を通して、障害のある人もない人も相互に理解を深め、全ての県民が等しく参加、参画できる共生社会を推進することができる。

などの点において、大きな意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

和歌山県では、「紀の国障害者プラン2004」において、相互理解と交流の促進、地域での自立基盤整備、安心して暮らせる生活基盤整備、住み良い生活環境整備を柱とした各種施策を展開することとしている。

その中において、在宅サービス事業所の新規開設促進と併せ、既存事業所の相互利用促進による在宅サービス基盤の整備は重要な課題であり、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）を柱としてデイサービス基盤の整備を進め、知的障害者や障害児が身近な地域でサービスを受けることを推進していく。

本県には、県内49市町村のうち31市町村で、知的障害者が自ら居住する市町村でデイサービスを受けられず、34市町村で障害児が自ら居住する市町村でデイサービスを受けられないといった状況となっている。

しかし、特定事業を活用することによって、自らの市町村内で知的障害者及び児童デイサービスが受けられるよう拡大を図ることが可能になる。

当計画の推進に当たっては、現在、6圏域（全8圏域49市町村）において34指定

通所介護事業所等が本特例措置を用いた事業実施の意向を示しており、当面、この6圏域39市町村を構造改革特別区域として実施することとし、同区域内の他の指定通所介護事業所においても、利用者の空き状況等を勘案しながら特例措置の適用を図っていく。

また、同区域外の圏域に対しても、当計画の成果を踏まえながら、事業者に対し事業の周知を図り、県全域での実施を目指すこととする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

通所介護事業所等の利用率の向上につながることから、同事業所の経営の安定化が図られ、ひいてはより効率的で質の高いサービスが可能となる。

NPO等の事業者の新規参入が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。

サービス供給量の増大により介護職員等の雇用が促進される。

(2) 社会的効果

身近な指定通所介護事業所等を利用することが可能となることから、障害者(児)が住み慣れた地域でサービスを受けること並びにサービス事業所を選択することが可能となる。

デイサービスの利用機会が拡大され、十分な訓練・療育を受けることで、社会適応能力が向上される。

施設入所から在宅生活への地域移行が促進される。

高齢者、障害者、障害児が同一空間でより家庭的なサービスを受けることも可能となる。

保護者の通所、送迎等に係る経済的・精神的負担が軽減される。

8 特定事業の名称

906 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 生活支援体制の整備

地域で生活する障害のある人、一人ひとりの多様なニーズに対応するため、身近な相談支援体制を構築する。

障害者ケアマネジメント実施体制の整備

ア 障害児(者)地域療育等支援事業の拡充

イ 福祉施設職員や市町村福祉担当職員に対するケアマネジメント養成研修の充実

ウ 地域寮育実施機関、福祉施設、市町村並びに指定居宅支援事業者等の連携強化
身体障害者相談員や知的障害者相談員等の充実
自閉症等の発達障害に関する専門的な相談体制の充実

(2) 在宅サービス基盤の充実

障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、生活の場となるグループホームの整備促進を図るなど、在宅サービスの充実を図る。

グループホームの整備支援

中・高校生も対象とした障害児の居場所づくり

(3) 経済的な自立支援策の充実

障害のある人の雇用促進や授産施設等の整備・機能強化等を通じて経済的な自立を支援する。

県における物品調達に係る入札等について、障害者多数雇用事業所等への優遇措置の導入

授産施設等の機能強化と授産事業の振興

福祉的就労から一般就労への適応支援

別紙

1 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（906）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所及び指定知的障害者デイサービス事業所

3 当該規制の特例措置の開始日

特区計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

以下の施設において、知的障害者及び児童の受入事業を行う。

（1）当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

1．海草圏域（海南省、下津町、野上町、美里町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 海南省社会福祉事業団
- ・ 所在地 和歌山県海南省木津233-40
- ・ 事業所の名称 海南省通所介護事業所
- ・ 事業所の所在地 和歌山県海南省木津233-40
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 20人
- ・ 1日当たりの利用者人数 15人～20人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 0人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 112.35㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 5.62㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2人、 看護職員 1人
介護職員 5人、 機能訓練指導員 1人

2．海草圏域（海南省、下津町、野上町、美里町）

- ・ 運営主体 有限会社 ライフパートナー
- ・ 所在地 和歌山県海南省小野田1620-101
- ・ 事業所の名称 ライフパートナー
- ・ 事業所の所在地 和歌山県海南省小野田1620-102
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 15人

- ・ 1日当たりの利用者人数 10人～15人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 0人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 54.97㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3.66㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 3人、 看護職員 4人
介護職員 8人、 機能訓練指導員 4人

3. 海草圏域（海南市、下津町、野上町、美里町）

- ・ 運営主体 医療法人 久生会 山本病院
- ・ 所在地 和歌山県海南市名高506-4
- ・ 事業所の名称 医療法人 久生会 山本病院
- ・ 事業所の所在地 和歌山県海南市名高506-4
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 41人
- ・ 1日当たりの利用者人数 26人～30人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 3人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 126.47㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3.08㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 3人、 看護職員 3人
介護職員 12人、 機能訓練指導員 2人

4. 海草圏域（海南市、下津町、野上町、美里町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 平成福社会
- ・ 所在地 和歌山県海草郡下津町丸田1111番地の1
- ・ 事業所の名称 かぐのみ苑デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県海草郡下津町丸田1111番地の1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所
- ・ 定員 40人
- ・ 1日当たりの利用者人数 14人～28人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～10人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 183.19㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 4.57㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 2人
介護職員 7人、 機能訓練指導員 2人

5 . 海草圏域（海南省、下津町、野上町、美里町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 清和福祉会
- ・ 所在地 和歌山県海草郡美里町安井6番1
- ・ 事業所の名称 美里園長谷毛原デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県海草郡美里町毛原宮172-2
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 25人
- ・ 1日当たりの利用者人数 20人～25人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 0人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 91.08㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3.64㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2人、 看護職員 2人
介護職員 5人、 機能訓練指導員 1人

6 . 海草圏域（海南省、下津町、野上町、美里町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 清和福祉会
- ・ 所在地 和歌山県海草郡美里町安井6番1
- ・ 事業所の名称 美里園真国デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県海草郡野上町東野285-1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 20人
- ・ 1日当たりの利用者人数 10人～20人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 0人～10人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 177.9㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 8.9㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2人、 看護職員 1人
介護職員 4人、 機能訓練指導員 1人

7 . 那賀圏域（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 皆楽園
- ・ 所在地 和歌山県那賀郡岩出町西国分668
- ・ 事業所の名称 PURE 皆楽
- ・ 事業所の所在地 和歌山県那賀郡打田町竹房314番地
- ・ 事業所の種別 指定知的障害者デイサービス事業所
- ・ 定員 15人

- ・ 1日当たりの利用者人数 0人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 5人～10人(障害児)
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 61.4㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 4.1㎡
- ・ 従業者の員数 指導員 2人、

8. 那賀圏域(打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町)

- ・ 運営主体 社会福祉法人 高陽会
- ・ 所在地 和歌山県那賀郡粉河町上田井1020
- ・ 事業所の名称 第2高陽園デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県那賀郡粉河町粉河951-1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 30人
- ・ 1日当たりの利用者人数 20人～25人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 5人～10人(知的障害者及び障害児)
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 140.04㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 4.67㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 1人
介護職員 5人、 機能訓練指導員 1人

9. 那賀圏域(打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町)

- ・ 運営主体 有限会社 ウエストマウンテン
- ・ 所在地 和歌山県那賀郡貴志川町西山33番地
- ・ 事業所の名称 きしの村
- ・ 事業所の所在地 和歌山県那賀郡貴志川町西山33番地
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 15人
- ・ 1日当たりの利用者人数 4人～10人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 4人～5人(知的障害者及び障害児)
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 61.28㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 4.1㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2人、 看護職員 1人
介護職員 2人、 機能訓練指導員 1人

10. 伊都圏域(橋本市、かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町、花園村)

- ・ 運営主体 医療法人 敬英会
- ・ 所在地 和歌山県橋本市隅田町山内 1 9 1 9
- ・ 事業所の名称 幸楽の里
- ・ 事業所の所在地 和歌山県橋本市隅田町山内 1 9 1 9
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 2 0 人
- ・ 1日当たりの利用者人数 8 人～1 0 人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 4 人～5 人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 6 5 . 8 3 m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3 . 3 m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2 人、 看護職員 2 人
介護職員 5 人、 機能訓練指導員 1 人

1 1 . 伊都圏域（橋本市、かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町、花園村）

- ・ 運営主体 徳和産業株式会社
- ・ 所在地 和歌山県橋本市隅田町芋生 1 7 8 番地の 1
- ・ 事業所の名称 スマイルデイサービス
- ・ 事業所の所在地 和歌山県橋本市隅田町芋生 1 7 8 番地の 1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 2 5 人
- ・ 1日当たりの利用者人数 1 0 人～2 5 人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 0 人～1 5 人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 9 0 . 1 4 m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3 . 6 m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 3 人、 看護職員 2 人
介護職員 5 人、 機能訓練指導員 2 人

1 2 . 伊都圏域（橋本市、かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町、花園村）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 愛光園
- ・ 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 1 4 0 1 - 2
- ・ 事業所の名称 愛光園デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 1 4 0 1 - 2
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 3 0 人
- ・ 1日当たりの利用者人数 2 0 人～3 0 人

- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 97m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3.2m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2人、 看護職員 1人
介護職員 9人、 機能訓練指導員 1人

13. 伊都圏域（橋本市、かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町、花園村）

- ・ 運営主体 有限会社 メディカルギア・エクウィPMENT
- ・ 所在地 和歌山県那賀郡岩出町宮52
- ・ 事業所の名称 デイサービスセンター こんにちわ
- ・ 事業所の所在地 和歌山県伊都郡高野口町応其36
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 15人
- ・ 1日当たりの利用者人数 6人～13人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～2人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 46m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3.1m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 3人
介護職員 6人、 機能訓練指導員 1人

14. 伊都圏域（橋本市、かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町、花園村）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 博寿会
- ・ 所在地 和歌山県伊都郡高野口町大野1844-133
- ・ 事業所の名称 デイサービスセンター さくら苑
- ・ 事業所の所在地 和歌山県伊都郡高野口町大野1844-133
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 20人
- ・ 1日当たりの利用者人数 3人～10人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 4人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 186.98m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 9.35m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2人、 看護職員 4人
介護職員 4人、 機能訓練指導員 4人

15. 有田圏域（有田市、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 守皓会
- ・ 所在地 和歌山県有田市宮崎町 9 1 1
- ・ 事業所の名称 田鶴苑デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県有田市宮崎町 9 1 1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 38人
- ・ 1日当たりの利用者人数 24人～25人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 3人～4人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 119.6㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3.14㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 4人、 看護職員 3人
介護職員 6人、 機能訓練指導員 2人

16. 有田圏域（有田市、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 有田市社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県有田市宮原町東 2 1 5
- ・ 事業所の名称 有田市社会福祉協議会
- ・ 事業所の所在地 和歌山県有田市宮原町東 2 1 5
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 30人
- ・ 1日当たりの利用者人数 15人～25人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～2人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 240㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 8㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 4人、 看護職員 6人
介護職員 9人、 機能訓練指導員 6人

17. 有田圏域（有田市、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 平成福社会
- ・ 所在地 和歌山県海草郡下津町丸田 1 1 1 1 - 1
- ・ 事業所の名称 かぐのみ苑湯浅デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 2 0 3 2 - 1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所
- ・ 定員 25人
- ・ 1日当たりの利用者人数 8人～9人

- ・ 本特例措置による利用者見込数 6人～7人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 140.75㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 5.63㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 1人
介護職員 4人、 機能訓練指導員 1人

18. 有田圏域（有田市、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1675-1
- ・ 事業所の名称 湯浅町社会福祉協議会
- ・ 事業所の所在地 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1675-1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所、知的障害者デイサービス事業所
- ・ 定員 30人
- ・ 1日当たりの利用者人数 16人～23人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～2人（障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 196㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 6.53㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 2人
介護職員 6人、 機能訓練指導員 1人

19. 有田圏域（有田市、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 きたば会
- ・ 所在地 和歌山県有田郡広川町下津木1105-5
- ・ 事業所の名称 在宅複合型施設 ひろの里 通所介護事業
- ・ 事業所の所在地 和歌山県有田郡広川町下津木1105-5
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 40人
- ・ 1日当たりの利用者人数 17人～35人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 4人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 120㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 1人
介護職員 6人、 機能訓練指導員 1人

20. 有田圏域（有田市、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 広川町社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県有田郡広川町広 1 5 0 0 番地
- ・ 事業所の名称 広川町デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県有田郡広川町広 1 5 0 0 番地
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 2 0 人
- ・ 1日当たりの利用者人数 1 8 人～ 1 9 人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1 人～ 2 人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 1 9 2 m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 9 . 6 m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1 人、 看護職員 2 人
介護職員 4 人、 機能訓練指導員 1 人

2 1 . 日高圏域（御坊市、美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 博愛会
- ・ 所在地 和歌山県御坊市名田町野島 1 番地 9
- ・ 事業所の名称 日高博愛園デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県御坊市名田町野島 1 番地 9
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 3 0 人
- ・ 1日当たりの利用者人数 2 0 人～ 3 0 人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 0 人～ 3 人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 2 7 7 m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 9 . 2 3 m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2 人、 看護職員 4 人
介護職員 1 0 人、 機能訓練指導員 2 人

2 2 . 日高圏域（御坊市、美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 博愛会
- ・ 所在地 和歌山県御坊市名田町野島 1 番地 9
- ・ 事業所の名称 ゆら博愛園デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県日高郡由良町吹井 9 1 0 - 1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 3 0 人
- ・ 1日当たりの利用者人数 2 6 人～ 2 8 人

- ・ 本特例措置による利用者見込数 2人～4人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 144.28㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 4.8㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 3人
介護職員 8人、 機能訓練指導員 1人

23. 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 優姜会
- ・ 所在地 和歌山県田辺市東山1-7-23
- ・ 事業所の名称 在宅複合施設セントポーリア
- ・ 事業所の所在地 和歌山県田辺市東山1-7-23
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 30人
- ・ 1日当たりの利用者人数 20人～25人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～2人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 270㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 9㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 3人、 看護職員 3人
介護職員 12人、 機能訓練指導員 3人

24. 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 龍神村社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県日高郡龍神村柳瀬1134番地
- ・ 事業所の名称 社会福祉法人 龍神村社会福祉協議会
- ・ 事業所の所在地 和歌山県日高郡龍神村柳瀬1134番地
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 30人
- ・ 1日当たりの利用者人数 24人～28人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 2人～6人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 154.77㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 5.16㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2人、 看護職員 4人
介護職員 9人、 機能訓練指導員 4人

25 . 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 南部町社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県日高郡みなべ町芝445の2
- ・ 事業所の名称 みなべ町社会福祉協議会
- ・ 事業所の所在地 和歌山県日高郡みなべ町植田1444-1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所
- ・ 定員 40人
- ・ 1日当たりの利用者人数 25人～26人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～3人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 190㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 4.75㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 3人、 看護職員 5人
介護職員 8人、 機能訓練指導員 1人

26 . 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 日高郡十ヶ町村及び御坊市老人福祉施設事務組合
- ・ 所在地 和歌山県日高郡美浜町和田1138-180
- ・ 事業所の名称 ときわ療梅の里デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県日高郡みなべ町滝469番地
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 25人
- ・ 1日当たりの利用者人数 15人～20人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～3人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 121㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 4.8㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 1人
介護職員 3人、 機能訓練指導員 1人

27 . 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 南部川村社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県日高郡みなべ町東本庄100番地

- ・ 事業所の名称 社会福祉法人 南部川村社会福祉協議会
- ・ 事業所の所在地 和歌山県日高郡みなべ町東本庄100番地
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 30人
- ・ 1日当たりの利用者人数 20人～25人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～3人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 271㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 9㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 2人
介護職員 4人、 機能訓練指導員 1人

28. 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 株式会社 イクロス
- ・ 所在地 大阪府堺市浜寺船尾町西5丁3番地
- ・ 事業所の名称 デイサービスセンターぱる
- ・ 事業所の所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町2927-80
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 15人
- ・ 1日当たりの利用者人数 11人～13人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 2人～3人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 142.2㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 9.48㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2人、 看護職員 2人
介護職員 2人、 機能訓練指導員 2人

29. 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 白浜町社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- ・ 事業所の名称 デイサービスセンターはまゆう
- ・ 事業所の所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1447番地
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所
- ・ 定員 35人
- ・ 1日当たりの利用者人数 25人～29人

- ・ 本特例措置による利用者見込数 1人～3人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 289㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 8.2㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 3人、 看護職員 2人
介護職員 9人、 機能訓練指導員 2人

30. 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 南紀白浜福祉会
- ・ 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町富田1703
- ・ 事業所の名称 成樹園デイサービスセンター
- ・ 事業所の所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町富田1703
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 25人
- ・ 1日当たりの利用者人数 13人～15人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 4人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 79.8㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 3.19㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 1人
介護職員 3人、 機能訓練指導員 1人

31. 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 中辺路白百合学園
- ・ 所在地 和歌山県西牟婁郡中辺路町高原1800
- ・ 事業所の名称 特別養護老人ホーム白百合ホーム
- ・ 事業所の所在地 和歌山県西牟婁郡中辺路町高原1800
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所
- ・ 定員 25人
- ・ 1日当たりの利用者人数 17人～20人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 4人～5人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 144.8㎡
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した1人当たりの面積 5.79㎡
- ・ 従業者の員数 生活相談員 1人、 看護職員 1人
介護職員 4人、 機能訓練指導員 1人

3 2 . 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 7 5 5 番地の 1
- ・ 事業所の名称 上富田町社会福祉協議会
- ・ 事業所の所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 7 5 5 番地の 1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所
- ・ 定員 4 8 人
- ・ 1 日当たりの利用者人数 3 0 人～ 3 7 人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 2 人～ 3 人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 1 4 4 m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した 1 人当たりの面積 3 m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2 人、 看護職員 2 人
介護職員 1 3 人、 機能訓練指導員 2 人

3 3 . 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 日置川町社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県西牟婁郡日置川町日置 1 9 7 - 1
- ・ 事業所の名称 日置川町社会福祉協議会
- ・ 事業所の所在地 和歌山県西牟婁郡日置川町日置 1 9 7 - 1
- ・ 事業所の種別 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所
- ・ 定員 4 0 人
- ・ 1 日当たりの利用者人数 1 6 人～ 2 2 人
- ・ 本特例措置による利用者見込数 2 人～ 3 人（知的障害者及び障害児）
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 1 4 5 m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を定員数で除した 1 人当たりの面積 3 . 6 3 m²
- ・ 従業者の員数 生活相談員 2 人、 看護職員 3 人
介護職員 8 人、 機能訓練指導員 2 人

3 4 . 西牟婁圏域（田辺市、龍神村、南部町、南部川村、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町）

- ・ 運営主体 社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会
- ・ 所在地 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4 1 3 3

- ・ 定員 20名

通園どりーむ

- ・ 運営主体 和歌山県福祉事業団
- ・ 所在地 和歌山県日高郡由良町吹井80 - 88
- ・ 施設種別 児童デイサービス事業所
- ・ 定員 10名

ふくいくの園

- ・ 運営主体 和歌山県福祉事業団
- ・ 所在地 和歌山県郡上富田町岩田1776 - 1
- ・ 施設種別 重症心身障害児通園施設
- ・ 定員 10名

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

本県では、自らの市町村で知的障害者デイサービス及び児童デイサービスを受けることができない市町村が多数あり、多くの方が必要なサービスを十分に利用できていない。

そこで、誰もが身近な場所でデイサービスを利用できる社会を形成するために、当該規制の特例措置により指定通所介護事業所等における相互利用を実施する必要がある。

(2) 本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の要件適合性

別表のとおり（省略）